

知っておきたい!

相続のはなし ④

協議まとまらずとも税の申告・納付は必要

執筆/野原 雅彦 (野原税理士事務所)、島尻 泰孝 (島尻司法書士事務所・所長)

【表1】上原さんのケース

① 相続人	相談者の上原さん(長男)・次男・三男の3人	
② 遺産	ア) 銀行預金	2,000万円
	イ) 自宅土地・建物	3,000万円
	ウ) 賃貸アパート	6,000万円
	エ) 合計	11,000万円
③ 遺産未分割の場合の相続税	300万円	
④ 遺産分割が確定した場合の相続税	(長男)	150万円
	(次男)	80万円
	(三男)	70万円

【表2】金融機関に提出する必要書類

- ① 遺産分割協議書(※1)
- ② 亡くなった方の戸籍
- ③ 相続人全員の戸籍
- ④ 相続人全員の印鑑証明書
- ⑤ 預金通帳、キャッシュカード、定期証書等
- ⑥ その他(※2)

(※1) 相続人全員の実印で押印したもの。

(※2) 預貯金の払い戻しを受ける方の印鑑等。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

注1) 取得した財産のうち、相続人の生活基盤となる居住用や事業用の土地について、一定要件のもと財産評価額を減額する制度

部分的な分割協議も可能

相続が発生した場合、遺された遺産を誰がどのように受け継ぐかを相続人全員で決めなければならぬ。遺産分割協議は基本的にやり直しがきかないだけに慎重に検討する必要がありますが、相続税の申告が必要な場合、申告期限との関係でスケジュールはタイトになる。今回は3月5日に父親を亡くした上原さん(仮称)、相続人は兄弟3人のケースで考える。

Q 相続税の申告は、父親が亡くなってから10カ月以内に行う必要があるんですね。うちは来年の1月5日が相続税の申告期限になるかと思うのですが、兄弟間の話がそれまでにまとまらない可能性が高いです。この場合、相続税の申告はどうなりますか？

未分割での申告

A 分割協議がまとまらないからといって申告しないで良いというわけではなく、遺産未分割の状態でも相続税の申告を行うことになり得ます。相続税の申告期限が延長されることはありません。この場合、相続人3人で財産を均等に(法定相続分通りに)相続したと仮定して計算を行います。従いまして、1人あたり100万円ずつ相続税をお支払いしていたことになる(表1の③参照)。

Q 仮に期限内に申告しなかったら、どうなりますか？

A 期限後申告の場合、無申告加算税や延滞税といった税金を追加で払うことになってしまいますのでご注意ください。

Q 相続税の納付期限もあるのですか？

A 申告期限と同じく1月5日となります。分割払いの延納や、相続する不動産などの「モノ」で納める物納という選択肢もありますが、基本的には金銭での一括納付となります。

Q 相続税は父親が銀行に預けていた預金で払おうかと思ってるのですが、金融機関から、分割協議が確定するまでは預金の引き出しができないと言われ、自由に使えない状態です。この場合どうすれば良いのでしょうか？

A 遺産分割協議は、遺産の一部についてだけ先行して行うこともできます。不動産を含めた遺産全体の分割協議を行うことが難しいのであれば、不動産は後回しにし、先に預金だけ分割協議をまとめて必要書類を金融

機関に提出することで、引き出しが可能になります(表2参照)。

Q 部分的な分割協議も可能なのですか。では、その後不動産に関しても分割協議がまとまった場合、どうなりますか？

A 確定した内容に基づき、再度相続税の申告を行います。すべての遺産について分割協議がまとまった場合、それぞれが納める相続税が表1の④のようになると仮定しますと、上原さんは50万円を追加で納め、次男と三男は当初納めた相続税(100万円)との差額を還付してもらうことになります。

Q 未分割で相続税の申告をする際、他に知っておいた方が良

いことはありませんか？

A 遺産が未分割の場合、相続税の代表的な特例である「小規模宅地の評価減」(※注1)というものが適用できません。もしこの特例が適用できた場合、宅地評価額は最大で8割減になりますので、相続税を300万円から減額することも可能になると思います。この特例は、原則として申告期限から3年以内の分割協議が確定した場合にのみ適用できます。

Q 生前、父親は賃貸アパートの収入について所得税の確定申告を行っていましたが、遺産未分割の状態でも相続人が引き続き行う必要がありますよね？

A そうですね。未分割の場合、所得税の確定申告についても手続は少し複雑になります。税金面から考えると、遺産未分割の状態が続くのはデメリットの方が多いです。難しいとは思いますが、なるべく早めに分割協議をまとめることをお勧めいたします。

第4週に掲載

のほら・まさ
ひこ/東京の
大手税理士法
人で実務を学
んだ後、父・
野原茂男の後
を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い☎098(863)6267
http://2n.taxoffice.jp/



しまじり・や
すたか/司法
書士。2010年、
那覇市仲井真
にて独立開
業。不動産登
記・商業登記の他、戸籍訂正
や渉外登記等、沖縄独特の相
続案件も手掛けている。
☎098(835)9052

